

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号。以下「政令」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）の定めにあるもののほか、これらに関する取扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各条項に掲げる用語の定義は、法、政令及び省令によるものとする。

(必要と認める図書等)

第3条 省令第2条第1項の規定による所管行政庁が必要と認める図書（以下「所管行政庁が必要と認める図書」という。）は、次に掲げる図書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書（以下「確認書等」という。）又はこれらの写しを添えて、法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請をする場合にあっては、第四号から第八号までに掲げる図書）とする。

- 一 登録住宅型式性能認定等機関（住宅品質確保法第44条第3項の規定による登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。）が行う住宅型式性能認定（住宅品質確保法第31条第1項の規定による住宅型式性能認定をいい、登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅である場合にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。）第41条第1項の規定による住宅型式性能認定書をいう。）又は当該登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書の写し
- 二 住宅である認証型式住宅部分等（住宅品質確保法第40条第1項の規定による認証型式住宅部分等をいう。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅である場合にあっては、型式住宅部分等製造者認証書（住宅品質確保法施行規則第45条第1項の規定による型式住宅部分等製造者認証書をいう。）の写し
- 三 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3の規定による基準を満たすこととなる措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、特別評価方法認定書（住宅品質確保法施行規則第80条第1項の規定による特別評価方法認定書をいう。）の写し又は当該同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、登録試験機関（住宅品質確保法第59条第1項の規定による登録試験機関をいう。以下同じ。）が行う特別評価方法認定（住宅品質確保法第58条第1項の規定による特別評価方法認定をいう。）のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法若しくは特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析若しくは測定又は登録試験機関が行うこれと同等の試験（以下「試験等」という。）を受けたときは、当該試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）
- 四 法第6条第1項第3号の規定による基準に関し、当該基準に適合することを確認できる図書
- 五 法第6条第1項第4号の規定による基準に関し、当該基準に適合することを確認できる図書
- 六 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けている場合にあっては、当該確認済証の写し

- 七 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受けている場合にあつては、当該検査済証の写し
- 八 法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項の確認の申請書を併せて提出し、同法第6条の3第4項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けている場合にあつては、当該通知書又はその写し
- 2 法第9条第1項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、譲受人の決定の事実を証する書類又はその写しを提出するものとする。
- 3 法第9条第3項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、管理者等の選任の事実を証する書類又はその写しを提出するものとする。
- 4 代理者によって、法又はこの要綱の規定による手続きをする場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類又はその写しを提出するものとする。

（認定事項の変更）

第4条 認定計画実施者は、認定通知書（省令第2号様式。以下「認定通知書」という。）、変更認定通知書（省令第4号様式。以下「変更認定通知書」という。）又は承認通知書（省令第8号様式。以下「承認通知書」という。）に記載されている事項に変更がある場合にあつては、法第8条、法第9条及び法第10条の規定による場合を除き、認定事項変更届を作成し、提出することができるものとする。

（取下げ）

第5条 法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請、法第8条第1項若しくは第9条第1項若しくは第3項の規定による変更の認定の申請又は法第10条の規定による承認の申請をした者は、当該申請を取り下げようとする場合にあつては、取下げ届を作成し、提出するものとする。

（取りやめ）

第6条 認定計画実施者は、法第14条第1項第2号の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出をする場合にあつては、取りやめ届を作成し、認定通知書、変更認定通知書又は承認通知書を添えて、提出するものとする。

（報告）

- 第7条** 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築に関する工事（以下「工事」という。）が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書を作成し、次の各号に掲げる書類を添えて、提出するものとする。
- 一 検査済証の交付を受けている場合にあつては、当該検査済証の写し
- 二 工事監理報告書（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15の規定による工事監理報告書をいう。）の写し、建設住宅性能評価書（住宅品質確保法第6条第3項の規定による建設住宅性能評価書をいう。）の写し又は施工者が記載した報告書
- 2 認定計画実施者は、法第12条の規定による建築又は維持保全の状況について報告を求められた場合にあつては、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況についての報告書を作成し、提出するものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年2月20日から施行する。

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。